

「いえかるて」ロゴマークの使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、財団法人ベターリビングが商標権を有する『「いえかるて」ロゴマーク』(以下、「ロゴマーク」という。)について、一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会(以下「協議会」という。)が、財団法人ベターリビングから商標法第31条第1項の通常使用権の許諾を受けて使用する場合の取扱等について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は別記「いえかるてロゴマークデザイン仕様」による。

(ロゴマークの用途)

第3条 ロゴマークの用途は、住宅履歴情報の蓄積・活用の普及に資する次の各号に掲げるものとする。

- 一 協議会の会員証
- 二 住宅履歴情報サービス業務で使用する文書及び帳票類
- 三 パンフレットその他の印刷物
- 四 名刺、封筒その他の文具
- 五 ホームページ、携帯サイトその他の電子媒体
- 六 住宅履歴情報の蓄積・活用の普及に資する広告
- 七 その他住宅履歴情報の蓄積・活用の普及に資すると企画運営委員会が認めたもの

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークは、協議会及び会員(正会員、特別会員及び賛助会員)並びに協議会の登録を受けた者が使用することができる。

- 2 会員は、ロゴマークを使用して、住宅履歴情報の蓄積・活用の普及啓発に努めるものとする。
- 3 第1項の登録を受けた者とは、会員が登録を受けたい者に代わって申請を行い、企画運営委員会において承認された者に限る。
- 4 前項の登録を受けた者は、第2条の別記「いえかるてロゴマークデザイン仕様」のうち3. 規格(会員マーク仕様)については、使用できないものとする。

(登録)

第5条 前条の登録は、ロゴマークを使用する者の申請により行うものとする。

- 2 前項の申請は、次に掲げる事項を明らかにした申請書の提出により行うものとする。
 - 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 ロゴマークの使用目的
 - 三 ロゴマークの用途

- 3 協議会は、前項の申請について、企画運営委員会で適当でないとする場合を除き、登録するものとする。
- 4 前項の登録は、第2項に掲げる事項をロゴマーク使用機関登録簿に記載してするものとする。
- 5 協議会は、前項の登録を行った場合は、登録機関に通知するとともに、協議会のWEBサイトで公示するものとする。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 役員に、①未成年者、成年被後見人若しくは被保佐人、②破産者で復権を得ない者、又は、③禁錮以上の刑に処せられ、その執行（執行を受けることがない場合を含む。）を終わった日から起算して2年を経過しない者がいないこと
- 二 第13条第3項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者

(登録の変更)

第7条 第5条の登録をうけた者（以下、「ロゴマーク使用登録者」という。）は、登録を変更する場合は、軽微な変更を除き、協議会に届出なければならない。

- 2 前2条の規定は、前項の登録の変更について準用する。

(登録の有効期間等)

第8条 登録の有効期間は登録を受けた日から5年間とする。ただし、協議会が財団法人ベターリビングから受けたロゴマークの使用許諾が無効となった場合は、無効となった日までとする。

(登録の更新)

第9条 登録の更新については、第5条、第6条及び前条の規定を準用する。

(ロゴマークの電子データによる提供)

第10条 協議会は、会員及びロゴマーク使用登録者にロゴマークを電子データで提供する。

- 2 会員及びロゴマーク使用登録者は、前項の電子データを厳正に保管しなければならない。

(無償使用)

第11条 会員及びロゴマーク使用登録者は、無償でロゴマークを使用できる。

(譲渡、貸与等の禁止)

第12条 会員及びロゴマーク使用登録者は、ロゴマークの使用について、第三者に対する譲渡、貸与その他の処分をしてはならない。ただし、第5条各号に掲げるものに使用

するために、印刷会社、WEB サイト会社、広告会社その他事業者に一時的に貸与する場合を除く。

(ロゴマーク使用の中止)

第13条 ロゴマーク使用登録者は、ロゴマークの使用を中止する場合、協議会に届出なければならない。

(登録の取り消し等)

第14条 協議会は、会員又はロゴマーク使用登録者が次の各号に掲げる行為等を行ったことを確認した場合は、企画運営委員会の議を経て、是正を講じるように請求するものとする。

- 一 第2条の仕様以外での使用
- 二 第5条第2項の申請を逸脱した使用
- 三 当該要領の規定に反する使用
- 四 その他不適切なものとして企画運営委員会が認めるもの

2 協議会は、前項の請求について、是正措置の完了期限を定め請求するものとする。

3 協議会は、前項の完了期限までに、是正が完了した旨の報告が当該会員又はロゴマーク使用登録者からなされなかった場合、会員に対しては定款第12条の規定に基づき措置することとし、ロゴマーク使用登録者に対しては登録を取り消すことができることとする。

4 前項の規定により登録を取り消された者は、ロゴマークを使用してはならない。

(損害賠償の請求)

第15条 会員又はロゴマーク使用登録者が前条第1項各号に違反し協議会に損害を与えた場合、協議会は損害賠償を請求することができるものとする。

(会員又はロゴマーク使用登録者以外のロゴマーク使用者への対応)

第16条 協議会は、会員又はロゴマーク使用登録者以外がロゴマークを使用していることを確認した場合は、財団法人ベターリビングに報告した上で、当該使用者に第5条の登録の勧告又は使用中止を請求することとする。

(責任の制限)

第17条 第8条ただし書きのロゴマークの使用許諾が無効となった場合及び第14条第3項による当該会員に対する定款第12条の措置又はロゴマーク使用登録者に対する登録取り消しを行った場合において、当該会員又はロゴマーク使用登録者に損害が生じても、協議会はその責めを負わないものとする。

2 第13条第3項により登録を取り消した場合において、登録を取り消されたものに損害が生じても、協議会はその責めを負わないものとする。

3 会員又はロゴマーク使用登録者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、協議会は、損害賠償、損失補填及びその他の法律上の責任を一切

負わないものとする。

(その他)

第18条 本要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(従前の使用届出者の特例)

住宅履歴情報整備検討委員会にロゴマークの利用届出がなされていた者（第5条第1項第一号から第三号に掲げる事項の届出がないものを除く。）は、第5条第3項の登録がなされたものとする。

(施行期日)

1 この要領は、財団法人ベターリビングが第2条の「いえかるて」ロゴマークの商標法第18条第2項の商標権の設定登録を受けた日から施行する。

2 この要領は、第1条及び前項にかかわらず、財団法人ベターリビングが、商標法第5条第1項の商標登録を出願している第2条の「いえかるて」ロゴマークについて、平成22年11月30日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領の施行日は、平成22年11月30日とする。

2 この要領の施行日は、平成23年1月13日とする。

3 この要領の施行日は、平成26年10月22日とする。